

官公需法に基づく「令和8年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」について

令和8年4月
中小企業庁

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第4条第3項の規定に基づき、官公需における中小企業・小規模事業者向けの契約目標、中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るための措置事項等を定める「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」を、毎年度作成し、閣議決定しているもの。

今年度の基本方針の概要は以下のとおり。

1. 国等の中小企業・小規模事業者向け契約目標

(1) 中小企業・小規模事業者向け契約目標（比率・金額）

比率：61% 金額：6兆4,572億円

（参考：令和6年度 目標 61% 5兆9,193億円）

(2) 新規中小企業者^{*}向け契約目標（比率） 比率：3%以上

^{*}創業10年未満の中小企業・小規模事業者

2. 基本方針において講ずる主な措置

(1) 価格転嫁・取引適正化を一層徹底させるため、最新の実勢価格を予定価格に反映すること、価格交渉の際に一方的に価格を決定しないこと、契約後の状況に応じて契約変更を適切に実施すること 等

(2) これらの措置が、国の地方支分部局や独立行政法人、地方自治体を含め、全ての機関で実施されるよう、取組を進めること